

高萩市部活動の運営方針（改訂版）【概要】

令和5年4月
高萩市教育委員会

令和4年5月「学校の働き方改革に関する提言～地域移行を目指して～」において、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められたことを踏まえ、令和4年12月県部活動運営方針が改訂された。これを受けて、「高萩市部活動の運営方針」を改訂し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指す

適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

○適切な活動時間を設定

1日当たり		週計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

- ・休日に1日の上限を超えて活動を実施した場合は、他の休日に休養日を振替える。
- ・祝日が含まれる週や平日の大会参加等で1日の上限を超えて活動した場合は、週の上限の範囲内となるように調整する。

○朝の活動を原則禁止

- ・特例で朝の活動を実施する場合、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
※特例とは、放課後のみの活動では、施設等を使用できない場合。
(大会1ヶ月前から無条件で朝の活動を行うことは認めない。)

○休養日を適切に設定

平日	休日（土日）	週計
1日以上	1日以上	2日以上

- ・長期休業中も上表のように休養日を設定する。また、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。
- ・公式大会等において上位大会に進出した場合、校長の判断で平日に休養日を振替えることも可とする。

○学校単位で参加する大会等の見直し

○年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表

適切な運営のための体制整備

- ・部活動加入は任意であることの周知徹底
- ・活動に係る費用の徴収方法や登録費、大会参加費の拠出の在り方についての見直し
- ・部活動未加入の生徒とその保護者の費用負担に対する十分な配慮
- ・勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動及び体罰・暴言・ハラスメント等の顧問等による不適切な指導及び部員間でのいじめ等の根絶
- ・可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し、運営する体制の構築
- ・限られた時間での合理的でかつ効率的・効果的な活動（研修等を通じ意識改革を推進）

生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- ・多様な志向への対応（シーズン制の導入、活動時間・日数の見直し、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験、多種目への参加）
- ・令和5年度からの段階的、計画的な休日部活動の地域移行（地域クラブ活動の環境整備）

学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- ・部活動数の精選
- ・複数顧問交代による単独指導を徹底 ※生徒の安全な活動を確保した上で
- ・部活動指導員の活用
- ・動画教材や動画配信を活用するなどして生徒自らが活動計画を立てて実践
- ・保護者等が見守るといった運営方法についての検討
- ・休養日の振替を徹底
- ・大会の在り方の見直し（大会運営、役員業務）